

第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

# 効果検証対象事業の取組結果 について

株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

2026年2月13日



## 本事業は、困難な問題を抱える女性を支援する体制を整備するための補助事業であり、補助金の交付を通して、支援体制、相談件数、相談のカバレッジが拡大したかを検証した

### ■ 事業概要

- 都道府県等に、困難な問題を抱える女性を支援するための各種取組に要する費用を補助し、多様な支援を包括的に提供する体制整備を図る。
- 主要事業として以下を実施。
  - 困難・DV等支援:啓発、幅広い相談体制の構築
  - 女性相談支援員活動強化:相談体制の人員確保・機能強化(体制の量・質の強化)
  - 若年被害女性等支援:若年層等へのアウトリーチ・支援

### ■ 検証事項

補助金の交付により、以下の変化が生じたかを検証。

- ①相談支援体制が拡充したか(女性相談支援員数、在職年数・常勤・専従)
- ②総相談件数が増加したか
- ③相談のカバレッジが広がったか(相談手段、相談経路、年齢、主訴が多様化したか)

### ■ データ

- 補助金交付実績データ(都道府県への各事業に対する交付決定額)
- 女性支援事業実施状況報告(支援体制や相談実績)
- 2018～2024年度の都道府県パネルデータ\*1を構築

### ■ 検証方法

- 都道府県×年を単位に、都道府県固定効果・年次固定効果を含む2方向固定効果モデルで推定。
- 交付決定額の増減に伴う、同一都道府県内の指標の年次変化との関係性を評価。

#### リサーチデザイン(PICODA)

<b>Population</b> 誰に対して	都道府県
<b>Intervention</b> どんな事業を行い	補助金の交付
<b>Comparison</b> 誰と比較して	交付額が異なる自治体や時期間の比較
<b>Outcome</b> 何に対する効果を	相談支援体制(量・質)、相談件数、相談カバレッジ
<b>Data Collection</b> どういったデータを用いて	<ul style="list-style-type: none"><li>女性支援事業実施状況報告</li><li>補助金交付実績データ</li></ul>
<b>Analytical Method</b> どういった手法で分析するか	2方向固定効果モデル

## 交付決定額と指標の関連は事業により異なるが、体制(量)・相談件数・相談手段・経路の多様化と有意な相関がみられ、交付がこれらに影響している可能性は否定できない

### ■ 現状の整理

- **交付決定額** 主要3事業は2021年度以降に増加し、2024年度には都道府県計で約10億円に拡大。特に女性相談支援員活動強化事業の伸びが大きい。
- **支援体制** 女性相談支援員数は増えていない。専従割合は上昇する一方、常勤割合は低下傾向。※なお、都道府県に配置している女性相談支援員の数は全体の1/4程度であり、市町村を含めた全国の数が増えている。
- **相談状況** 相談件数はコロナ禍で減少後に一時持ち直し、2024年度は再び減少。相談手段は電話に集中。来所相談にあたっては、相談経路は本人に集中、年齢・主訴は多様化。

### ■ パネルデータの分析結果

- 固定効果で都道府県ごとの特性と全国的な年次変動を除いた推定でも、事業によっては交付決定額と支援体制、相談件数、相談経路・手段の多様化に関する指標の間に統計的に有意な相関がみられる。
- 女性相談支援員活動強化は相談員数、若年被害女性等支援は相談件数と、それぞれ正の相関がみられる。
- 相談員数は相談件数及び他機関紹介比率と正の相関がみられる。
- 多様化指数は一部で有意となるが、指標間で方向性は一貫しない。

### ■ 解釈

- 上記の有意な関連は、交付がこれらの指標に影響している可能性を否定しない。他方、交付決定額の内生性や観察数・指標の制約から、効果機序や因果関係の特定は困難。

### ■ 留意点

- 本分析は、現時点で利用可能なデータに基づく初期的な分析であり、結果は因果効果ではなく相関に留まる。
- 交付決定額はニーズや事業規模等に応じて変動し得るため、固定効果で調整しても逆因果・交絡の可能性が残る。
- 各事業の目的がそれぞれ異なるため、本分析で用いたアウトプット・アウトカム指標が目的を適切に捉えていない可能性がある。
- 多様化指標は来所相談に限定され、相談全体を代表しない可能性がある。
- 都道府県単位は粒度が粗く、県内の実施形態・運用差等を捉えられない。また観察数が限られ、推定値は年次変動や外れ値の影響を受けやすい。

### ■ 政策的含意

- 年齢・主訴の構成の多様化は、政策目標である「相談できない」「とりのこされる」状況の解消に向け、支援へのアクセスが広がっている可能性と整合的である。
- 女性相談支援員活動強化(相談員数)と若年被害女性等支援(相談件数)は、限定的なエビデンスではあるものの、有意な相関がみられ、一定の検討を踏まえて、強化を検討する対象となり得る。
- 相談の手段は電話に集中しており、SNS等を含む多様な相談チャネルの整備の位置づけが検討課題である。
- 各事業の目的とアウトカムを明確化し、アウトプット・アウトカムへの因果関係を検証可能な仕組みを構築することが重要である。